

令和6年度 作陽保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 作陽保育園
所 在 地	〒708-0882 岡山県津山市大谷 412-9
電 話 番 号	0868 - 22 - 4446
代表者氏名	理事長 松田 英毅

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	作陽保育園
施 設 の 所 在 地	〒708-0882 岡山県津山市大谷 412-9
連 絡 先	電話番号 0868-22-4446 FAX 0868-22-4024
管 理 者	園長 延永 洋子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 90人 満1歳以上満3歳未満の児童 36人 満1歳未満児童 9人
開 設 年 月 日	昭和28年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

作陽保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3)「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うように努めます。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	3838.28 m ²
	園庭	2805.1 m ²
園 舎	構造	S造
	述べ面積	1033.18 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	2室	1階
ほふく室	1室	1階
保育室	4室	桃組（満2歳児クラス）、黄組（満3歳児クラス） 緑組（満4歳児クラス）、白組（満5歳児クラス）
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
なかよしルーム	1室	一時保育
医務室	1室	病児病後児保育

5. 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
専務理事	1		1	
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	3	3		
保育士	15	14	1	
看護師	1	1		
栄養士	3	3		
調理師	1		1	
事 務	1		1	

当園では、岡山県が「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号。以下「条例」という。）」において定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
専務理事	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
園 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
調理師	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
事 務	正規の勤務時間帯（9：00～15：30）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯については異なります。

※勤務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日、年末年始（12月31日から1月4日）及び8月15日は休園となります。

※園の都合で、保育を提供しない場合があります。

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準認定時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、平成30年4月1日から改正し、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）園庭開放

毎週火曜日 10:00～11:00

（2）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（3）その他

一時保育・・・・・・月曜日から金曜日対象

8:30～17:00（前後延長保育200円）

料金は4月1日現在の年齢です。

3歳未満児1日2,100円

（1,800円と主、副食費300円）

半日1,600円

（1,300円と主、副食費300円）

3歳以上児 1日 1,800円
(1,500円と主、副食費 300円)

半日 1,300

(1,000円と主、副食費 300円)

※市外在住の方は、上記の金額に 1,000円増です。

※事前登録が必要です。

病児病後児保育・・・保育中に微熱を出すなど体調不良になった場合において、保護者の方が迎えに来られるまでの間、保育室とは別室で安静に過ごせるようにします。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費 (3歳以上児)	国の基準により保育料に含まれないため。 ※所得等の状況によって免除される場合があります。	月額 4,800円 (公定価格による。)

お支払い方法につきましては、別途お知らせします。

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了致します。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11. 嘱託医

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	弓狩クリニック
医 院 長 名	弓狩 華吉
所 在 地	津山市南新座 2 4 - 2
電 話 番 号	0 8 6 8 - 2 4 - 2 0 3 5

(2) 歯科

医療機関の名称	秋山歯科医院
医 院 長 名	秋山 純
所 在 地	津山市川崎751
電 話 番 号	0868-23-1055

12. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 延永洋子園長 松尾裕子主任 ・ご利用時間 8:30～17:15 ・電話番号 0868-22-4446 FAX 0868-22-4024 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	井上 郁子 愛育委員福南支部長 作陽保育園評議員

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15. 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	・災害共済給付（学校安全会） ・普通傷害保険
保険の内容	保育園全園児対象 原因である事由が学校管理下で生じたけが等の場合、療養に要する費用が5,000円以上のものに対して給付
保険金額	災害共済給付に係る共済掛け金350円 (保護者より徴収する金額300円)

16. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
父母の会費		月額 600 円
絵 本 代		月額 クラスによる金額
卒園アルバム代	年長児卒園記念アルバム	年額 14,500 円

・ 2号認定こどもに係る幼児主食費

1 カ月 主食費 1, 2 5 0 円

副食費 4, 8 0 0 円 (公定価格による。)

を集金日に集めさせていただきます。

・ 親子遠足・お泊まり保育・雪あそび・卒園旅行等につきましては、対象園児にはその都度手紙を配布し、集めさせていただきます。(領収証発行)

・ 観劇等個人負担していただくものにつきましては、その都度、集金日にお願いします。

・ 保育園での生活の様子・行事ごとの写真はその都度掲示し、写真代は専用の袋にて注文と一緒に集めさせていただきます。(領収証発行)

2. 時間外保育に係る利用負担

延長保育 1人1回200円(上限3,000円)

※月末締め翌月集金日にて別途集金袋にて集めさせていただきます。